

「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての助言等及び博覧会協会の見解

1 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての経済産業大臣の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター利用により緩和される環境影響等への効果を具体的に明らかにするとともに、騒音の低減に向けた措置を講ずること。</p>	<p>ヘリコプター利用により緩和される環境影響等への効果として、工事用道路を設置することに比べて工事期間が約半分と短くなるため、オオタカ等への繁殖期を避けることが可能となり、改変する面積も約4分の1と小さくなるため、注目すべき植物等の伐採等が少なくなり、自然景観についても長大な伐採跡が残らないことが期待されます。なお、工事量の削減による工事車両等の大気質への影響については、窒素酸化物等の発生量も低減されるものと想定されます。更に、ヘリコプターの排出ガスは上空で排出されるため地上と比べて拡散しやすいことから、地域への大気質への影響は更に減少するものと考えられます。このため周辺環境への影響を低減することが期待されます。</p> <p>また、ヘリコプターの利用に当たっては、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種を選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討し、その結果に基づき対策を実施してまいります。</p>
<p>会場間ゴンドラについて、乗客の安全対策等の観点から、新たに地形の改変が必要となり樹木を伐採する場合は、その場所の周辺環境への影響を最小限にするよう直接改変域を設定すること。</p>	<p>乗客の安全対策等の観点から、新たに地形の改変が必要となり樹木を伐採する場合にあっても、安全性の確保との整合を図りつつ、その場所の周辺環境への影響を最小限にするよう直接改変域を設定してまいります。</p>
<p>直接改変域における会期終了後の植生復元については、森林の管理者の管理方針と整合を図るとともに、周辺植生への影響をできる限り低減するために、具体的な方法の検討を行うこと。</p>	<p>直接改変域の会期終了後の植生復元については、森林の管理者と調整を図りつつ、周辺植生への影響を出来る限り低減するよう検討し、今後実施する会期終了後の工事に伴う環境影響評価追跡調査(予測・評価)に反映させてまいります。</p>

<p>猛禽類について、学会等で営巣適地に関する知見が得られつつあり、また、追跡調査においても営巣環境に関するデータが集積されつつあるので、今後の追跡調査の中で、さらに営巣に関する科学的な解析を行うこと。</p>	<p>会場及びその周辺に生息する猛禽類については、今後ともモニタリング調査を実施するとともに、蓄積されたデータ及び新たな知見も取り入れ、猛禽類の営巣環境に関する科学的な解析を行ってまいります。</p>
<p>会場間ゴンドラにおける景観への配慮については、管理用道路及び工事用道路設置のために必要な地形の改変や樹木の伐採を回避しているが、これはその地域に形成された自然景観（地域性）の保全に資するものであり、その方針を維持すること。</p>	<p>会場間ゴンドラの設置に当たっては、この地域に形成された自然景観（地域性）の保全に資するよう計画したのですが、工事の実施にあたっては、引き続きこの方針を維持してまいります。</p>
<p>会場整備工事の本格的な進捗を踏まえ、これまでの環境影響評価書・追跡調査報告書等の内容に照らして、地域の環境に対する総合的な影響のモニタリングについて、引き続き十分な取り組みを行うこと。</p>	<p>これまでの環境影響評価報告書・追跡調査報告書及び今回の追跡調査結果を踏まえ、会場整備の本格的な進捗に向けて、地域の環境に対する影響について、総合的にモニタリングを実施してまいります。</p>
<p>また、平成15年10月31日付けの環境大臣助言（別添）において述べられた事項についても適切な対応を検討すること。</p>	<p>環境大臣からの助言において述べられた事項についても以下のとおり、適切に対応してまいります。</p>

(以下、環境大臣助言)

2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価については、平成 14 年 5 月に「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)」に対する環境大臣意見、平成 15 年 5 月に「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 1)」に対する環境大臣助言を述べたところであり、これについては引き続き適切に対処される必要がある。この意見に加え、今般、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 2)」、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査報告書)(平成 14 年度)」が送付されたことから、環境保全上必要な助言を下記のとおり述べるものである。

1 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 2)」

(1) ゴンドラの 7 号支柱の工事に伴うヘリコプター騒音に関しては、工法の変更等を通じた資材の減量等による運行回数の低減、より低騒音となる機種を採用等の対策を騒音が最大限低減されるよう総合的に検討すること。また、その結果に基づき対策を実施すること。

(2) ゴンドラの計画路線の周辺には、オオタカ等の貴重な動植物が生息することから、平成 14 年環境大臣意見の中「4 具体的な環境モニタリング計画の策定及びそれに基づく対応」に基づき、工事中、供用時において適切な措置を実施すること。

「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)」に対する環境大臣意見とこれに対する見解及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 1)」に対する環境大臣意見とこれに対する見解を踏まえ、引き続き適切に対処してまいります。

(1) ヘリコプターの利用に当たっては、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種の選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討し、その結果に基づき対策を実施してまいります。

(2) オオタカ等の貴重な動植物への影響については環境影響評価書に記載した追跡調査計画に従い、引き続きモニタリングを実施するとともに、「国際博会場関連オオタカ調査検討会」等専門家の指導・助言を得ながら工事中、供用時において適切な措置を講じてまいります。

「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成14年度）」

（3）湧水について、追跡調査計画に定められているところにより適切にモニタリングを実施すること。

（4）今回のモニタリング報告書において、一部の沿道における二酸化窒素濃度が環境基準値を超過する等の高い水準にあることが判明したことから、今後、工事中及び供用時において、二酸化窒素に係る環境影響を可能な限り軽減するため、次のような措置を実施する必要がある。

「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書」あるいは追跡調査報告書に記載されている環境保全対策の実施にあたっては、工事の平準化や資材等の搬出入ルート・時期の分散化の徹底、鉄道等の公共交通機関へ来場者の積極的な誘導の徹底、シャトルバスへの低公害車の積極的な導入、より環境への負荷の小さい業務用車両の利用の要請の強化等について、最大限の効果が得られるよう具体的な内容を十分検討し、その結果に基づき強力に推進すること。

の対策に加え、工事中及び供用時、円滑な交通の確保や自動車交通の抑制のための対策について、関係機関と連携して検討し、実施されるよう措置すること。

（3）ささ池周辺の湿地におけるハッチョウトンボの生息環境の変化を追跡するため、東部丘陵線の整備時の調査方法も参考に湧水の流量測定を実施してまいります。

（4）

「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書」や「追跡調査（予測・評価）報告書」に記載した環境保全対策の実施にあたっては、モニタリングにより、一部沿道における二酸化窒素濃度が環境基準を超過する等高い水準にあることが判明したことから、これまで実施してきた環境保全対策や博覧会事業による負荷の寄与の解析に努めるとともに、工事中における「車両管理システム」の運用による、工事の平準化や資材の搬出入ルート・時期の分散化の徹底、供用時における来場者の公共交通機関利用への積極的な誘導やシャトルバスへの低公害車の利用など、きめ細かく内容を十分検討し、その結果により対策を推進してまいります。

の対策に加え、工事中にあつては交通や道路に関する県の機関、周辺市町、周辺学園関係者、博覧会協会を構成員とする「博覧会関連工事等周辺対策会議」を通じ、関係機関と連携して検討、実施してまいります。また、供用時にあつては、円滑な輸送の確保及び周辺対策にかかる事項を協議するため、協会において設置した「2005 年日本国際博覧会輸送対策協議会」において関係機関と連携して対策を進め、円滑な交通の確保及び周辺対策を行ってまいります。

2 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての愛知県知事の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>事業者は、以下の事項について十分に検討し、事業を実施すること。</p> <p>1 共通事項</p> <p>事業者は、事業の実施に際して、平成14年5月24日付けの評価書(案)に対する知事意見及び平成15年4月25日付けの報告書(その1)に対する知事助言を踏まえることはもとより、報告書(その2)に記載されている環境保全措置を徹底することで、環境保全について十分に配慮すること。</p> <p>また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>1 平成14年5月24日付けの評価書(案)に対する知事意見及び平成15年4月25日付けの報告書(その1)に対する知事助言及びこれらに対する協会の見解、並びに報告書(その2)に記載した環境保全措置を踏まえ、環境保全措置の徹底をすることで、環境保全について十分配慮してまいります。</p> <p>また、今後、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、専門家の指導・助言を得て、適切な対策を講じてまいります。</p>
<p>2 環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)</p> <p>(1)騒音</p> <p>7号支柱の建設には、ヘリコプターを利用することとしているが、近くに住宅地があることから、最大限、騒音について配慮すること。なお、飛行日程等について住民に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)植物、動物</p> <p>資材置場の設置、支柱のコンクリート打設等に当たっては、直接改変域の更なる減少、地下水汚染対策等、自然環境について配慮すること。</p>	<p>(1)7号支柱の建設にあたっては、ヘリコプター利用による運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種を選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討し、その結果に基づき対策を実施してまいります。</p> <p>またヘリコプターの運行にあたっては、事前に運行計画について付近の住民の方々にお知らせいたします。</p> <p>(2)自然林内での資材置き場の設置や、支柱のコンクリート打設等にあたっては、直接改変域の更なる減少、地下水汚染対策等を検討するなど、自然環境について配慮してまいります。</p>

<p>3 環境影響評価追跡調査（モニタリング調査） 報告書（平成14年度）</p> <p>（1）モニタリング調査の湧水、土壌の硫化物等について、適切な実施の必要性が認められることから、追跡調査計画に基づき適切に実施すること。</p> <p>（2）モニタリング調査の環境基準などを上回る一部の項目について、モニタリング結果に基づく迅速な対応が、より一層、必要と考えられることから、早急に、そのための体制を整備すること。</p> <p>（3）今後、モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに愛知県知事及び関係市町長に報告するとともに、必要に応じ適切な措置を講じること。</p>	<p>（1）ささ池の流量測定、会場内土壌の硫化物等の測定については、適切に実施してまいります。</p> <p>（2）モニタリング結果に基づき、迅速な対応が図れる体制を整備してまいります。</p> <p>（3）今後、モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに愛知県知事及び関係市町長に報告するとともに、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>4 その他</p> <p>（1）住民などからの環境に関する要望などに対して、迅速かつ適切な対応を図ること。</p> <p>（2）今後、事業者が公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、住民などにわかりやすい内容及び適切な表現となるよう努めること。</p>	<p>（1）住民などから環境に関する要望があった場合には、迅速かつ適切に対応してまいります。</p> <p>（2）今後公表する環境影響評価追跡調査報告書などについては、住民の方々などにわかりやすく、また適切な表現となるよう努めてまいります。</p>

【参考】「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成 14 年度)」についての関係市町長の助言及び博覧会協会の見解

(1) 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その 2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成 14 年度)」についての瀬戸市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 環境影響評価全般</p> <p>会場間ゴンドラ及びその他博覧会事業の実施にあたっては、追跡調査報告書並びに環境影響評価等に記載されている環境の保全のための措置を適切に実施すること。また、今後とも住民の生活環境、動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>会場間ゴンドラ及びその他博覧会事業の実施にあたっては、追跡調査報告書並びに環境影響評価書等に記載した環境保全のための措置を適に実施すると共に、今後とも住民の方々々の生活環境及び動植物の生息・生育環境等へのさらなる影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
<p>2 大気質、騒音</p> <p>(1) 報告書の予測及びモニタリング調査結果において、浮遊粒子状物質、騒音が環境基準を超えている本市の道路状況についても十分留意し、工事用車両の効率化、分散化、より環境への負荷の小さい工事用車両の利用促進など負荷の低減に努めること。また、東部丘陵線建設事業及び名古屋瀬戸道路建設事業等との連絡調整も十分に図り、さらなる負荷の低減に努めること。</p> <p>(2) 工事中のヘリコプター騒音については、飛行時間帯や回数、飛行時間等に極力配慮し、実態を把握するとともに、飛行日程の周知徹底を行うなど、周辺住民に対する騒音の影響の低減に努めること。</p>	<p>(1) 沿道環境における大気質及び騒音の一部が環境基準を超えている状況に留意し、工事用車両の効率的運行、分散化、より環境への負荷の小さい車両の利用促進などに努めてまいります。また愛知県において、交通や道路に関する県の機関、周辺市町、周辺学園関係者、博覧会協会を構成員とする「博覧会関連工事等周辺対策会議」が設置されていることから、この対策会議を通じて関係機関などと十分に連絡調整を図ってまいります。</p> <p>(2) ヘリコプターの利用にあたっては、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種を選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討してまいります。</p> <p>また、その結果に基づき対策を実施してまいります。</p>
<p>3 動植物</p> <p>瀬戸会場及び会場間ゴンドラ事業区域周辺のオオタカ、ハチクマ、ムササビ等の注目すべき動植物については、今後とも十分に配慮し、必要に応じて専門家等の意見も踏まえ、適切な対応を行うこと。</p>	<p>オオタカ、ハチクマ、ムササビ等の注目すべき動植物等については、今後とも十分にその生息環境に配慮するとともに、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>

<p>4 モニタリング調査</p> <p>追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施するとともに、必要に応じて、情報の提供や調査結果に基づいた環境保全措置など速やかな対応を図ること。</p>	<p>今後とも追跡調査計画に基づき、環境モニタリング調査を適切に実施してまいります。また、この調査結果に基づき、必要に応じて速やかに情報の提供や環境保全措置を行ってまいります。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 報告書に寄せられた助言等を十分検討し、事業者としての対応を明らかにするとともに、住民等からの環境に関する要望などに対しては適切に対応すること。</p> <p>(2) 本市の環境への影響に関して、新たな事実が確認された場合や予測しえなかった著しい環境上の問題が生じた場合は、速やかに関係機関等と十分調整し、適切な対応を行うこと。</p>	<p>(1) 今回いただいた助言や住民の方々等から寄せられた意見について十分検討し、博覧会協会の見解を取りまとめ、公表いたしました。また、今後とも住民の方々などからの環境保全に係る要望については適切に対応してまいります。</p> <p>(2) 環境への影響に関して新たな事実が確認された場合や事前に予想し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、貴市等関係機関と調整し適切な対応をしてまいります。</p>

(2) 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての長久手町長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」に関する助言</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1) 基本的に2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(案)に対する本町の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。</p> <p>(2) 事業の実施にあたっては、報告書に記載されている環境保全措置を徹底し、環境影響の回避又は低減に努めること。</p>	<p>(1) 今後とも2005年日本国際博覧会にかかる環境影響評価書(案)に対する貴町の意見をも踏まえ、適切な環境保全措置を講じてまいります。</p> <p>(2) 事業の実施にあたっては、報告書に記載した環境保全措置を徹底することにより、環境への影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
<p>「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」に関する助言</p> <p>1 全体事項</p> <p>(1) 引き続き、環境保全措置を徹底して事業を実施し、環境影響を確認するとともに、必要に応じて適切な対応を図ること。</p> <p>(2) モニタリング結果が予測結果や環境基準値等を超えた場合には、速やかに報告すること。</p>	<p>(1) 引き続き環境保全措置を徹底して実施し、モニタリングにより環境への影響を確認すると共に、その結果により必要に応じ適切な対応を図ってまいります。</p> <p>(2) モニタリング結果が予測結果や環境基準等を超えた場合には、速やかにご報告いたします。</p>

(3) 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての豊田市長の助言及び博覧会協会の見解

助 言	見 解
<p>1 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」に関する助言</p> <p>(1) 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書に記載されている環境保全措置等を徹底することで、環境保全について十分に配慮すること。 ・工事期間中及び供用時において、事前に予想し得ない環境への影響が生じた場合は、関係機関と調整し、適切な措置を講じ、地元住民等への影響をできる限り少なくするとともに、周知に努めること。 <p>(2) 個別事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7号支柱の建設にはヘリコプターを利用することとなっているが、近くに教育施設及び住宅地があることから、効率的なヘリコプターの運用を行い、騒音の対策及び飛行日程等を周辺住民等に周知し、理解を得ること。 	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書に記載した環境保全措置等を徹底し、環境保全について十分配慮してまいります。 ・工事期間中及び供用時において、事前に予想し得ない環境への影響が生じた場合には、関係機関と調整し適切な措置を講じることにより地元住民の方々等への影響を出来る限り少なくするとともに、その周知に努めてまいります。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの利用に当たっては、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種を選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討してまいります。また、騒音対策及び飛行日程などについて、周辺住民の方々にご理解を得られるよう周知してまいります。

<p>2 「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成 14 年度)」に関する助言</p> <p>(1) 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な環境モニタリング調査を実施すること。 ・モニタリング調査結果により、環境基準の超過がみられた場合は、関係機関に速やかに報告をすること。また、環境影響の著しい増加傾向がみられる場合及び環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。 <p>(2) 個別事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の調査結果において、環境基準値を超過している項目があるため、発生源の一つである工事車両について、「車両管理システム」の運用により、より適切な車両管理に努め、大気環境への負荷の低減に努めること。 	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、博覧会事業の環境への影響について適切なモニタリングを実施してまいります。 ・モニタリング調査結果により、環境基準を超える結果があった場合には、関係機関に速やかに報告いたします。また、環境影響の著しい増加傾向が見られる場合や、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、専門家の助言を得るなどして必要に応じて適切な措置を講じてまいります。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道における大気質への影響を少なくするため、資材等の搬出入ルート of 効率的な配置や、バス等の集団通勤による通勤車両の削減等による工事車両による負荷の削減を図ってきたところですが、さらに「車両管理システム」の運用により、より適切な車両管理に努め、大気環境への負荷の低減に努めてまいります。
<p>3 その他</p> <p>(1) 今後も、自家用車駐車場整備等の事業計画に伴い追跡調査を実施し、その結果を事業に反映させ、環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>(1) 今後想定されている自家用車駐車場の整備に係る追跡調査（予測・評価）等においてもその結果を事業内容に反映させることにより、環境への負荷の低減に努めてまいります。</p>

3 住民意見の概要及び博覧会協会の見解

(1) 「2005年日本国際博覧会に係る追跡調査の手法等について(その2)」についての

住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
<p>アセスメントの、評価の手法等の項目に、住民の苦痛、合意、予算、後始末、などを加えるべきである。</p> <p>(他に同趣旨1件)</p>	<p>本博覧会に係る環境影響評価は、2005年日本国際博覧会環境影響評価要領(以下、「要領」)に基づいて項目や手法を選定し専門家の意見を伺いながら、適切に実施しております。</p> <p>なお、撤去工事など、会期終了後の工事に伴う環境影響についてはその計画熟度が高まった段階で追跡調査(予測・評価)を行うこととしております。</p>
<p>追加アセスとしてやるなら、きちんと住民説明会を開き、公聴会も開いて検討してほしい。</p> <p>本体のアセスメントをしっかりとやってあれば、計画が変わることはないので、追加アセスメントは矛盾していると思う。</p>	<p>環境影響評価追跡調査(予測・評価)につきましては要領に従って行っております。国際博覧会としての事業特性のために不確定要素が伴う部分については、計画熟度に対応して予測・評価を含めた追跡調査を行うこととしております。なお、ゴンドラの計画の進捗に応じて地元で説明会を開催しております。</p>
<p>アセスメントに代替案が無いのはおかしい。</p> <p>(他に同趣旨1件)</p>	<p>会場計画案は修正評価書(平成14年6月)において、会場計画第 案、第 案及び基本計画に基づく会場計画、更なる保全措置案を時系列的な複数案として比較検討しております。</p>
<p>「追跡調査報告書公表後、それに対する住民の意見が寄せられた場合には・・・」とあるがどのような方法で意見聴取するか明記すべきである。</p> <p>(他に同趣旨5件)</p>	<p>博覧会協会あての郵便、電子メールなど、文書により受け付けております。</p>
<p>実行可能な範囲でと言うのはおかしい。出来なければ計画を見直すべきである。</p> <p>(他に同趣旨3件)</p>	<p>要領において、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとするされております。</p>
<p>ゴンドラを作ると決めたら何が何でも絶対作ってやるという強引な態度が見えて憤りを感じる。</p>	<p>要領及び助言等を踏まえ、適切な実施に努めてまいります。</p>

<p>ゴンドラを止めて、シャトルバスだけにすることは、なぜダメなのか。</p>	<p>輸送能力でバスを大きく上回るゴンドラを導入することにより円滑な観客輸送が実現できるため、ゴンドラの導入が適当であると考えております。</p>
<p>重機の稼働もきちんと入れるべきである。 日数が、20日～30日程度だから短いと書いているが、かなり長い。 (他に同趣旨3件)</p>	<p>重機の稼働による影響は、工事範囲が狭く、同一個所での稼働台数が1台/日程度と少なく、期間も延べで20日～30日程度であり、低騒音低振動型等の環境配慮型重機の使用を計画しているため、同一場所での影響は小さいものと判断しております。</p>
<p>既に基準を超えているのでゴンドラの工事は止めてほしい。 (他同様意見2件)</p>	<p>ゴンドラ工事の実施にあたっては、環境への影響を回避又は低減できるよう計画しております。</p>
<p>ヘリコプターでの運搬は、飛行コース、一日の回数、騒音・振動の数値はどのくらいか。 ヘリコプターの離着陸場所等とその影響が記していない。</p>	<p>追跡調査の手法等については調査の方法等を示したものであり、ヘリコプターによる影響については、2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)で予測・評価しております。</p>
<p>ヘリコプターの使用が、20～30日程度は長く、耐えがたい。 (他に同趣旨2件)</p>	<p>ヘリコプターの使用は延べ7～10日程度を計画しており、その旨追跡調査報告書に記載しております。</p>
<p>手法の中で上之山、上之山町と書いてあるが、上之山町三丁目なのかサンヒルなのかわからない。</p>	<p>地点名につきましては、手法の中で、それぞれの地図内にその位置と併せてお示ししました。なお、道路沿道における上之山は、他のR-1等と同様に固有の調査地点名として使用しております。</p>
<p>平均風速が小さいと書かれているが瞬間最大風速も載せるべきである。</p>	<p>地域の風速の状況を把握する際には、一般的な方法として平均風速を用いております。</p>
<p>最も新しい地盤卓越振動数の、調査日のデータを教えてほしい。</p>	<p>本書に記載した平成10年9月のデータが最も新しいものです。なお、当該地においてはそれ以降地盤を大きく変えるような工事は実施されていないことから、地盤卓越振動数がその後変動しているものとは考えておりません。</p>

<p>類似例として「箱館山ロープウェイ」があげられているが、本当に類似していると言えるだろうか。</p>	<p>今回計画しているゴンドラと規格(乗車定員、運航速度等)が同程度であることから、「箱館山ロープウェイ」を類似事例としております。</p>
<p>騒音・振動等が大変苦痛である。どのような配慮がなされるのか。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>報告書において予測・評価や配慮事項を示しております。</p>
<p>景観における、地元説明の経緯が違っているので訂正するか削除すべきである。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>景観予測の地点に、地元からの視点を加えるようご要望があり、それに応えるべく説明にまいりましたがご理解が得られず、これに変わる場所を選定しております。</p>
<p>上之山三丁目が見渡せる、ゴンドラからの視点を追加すべきである。 (他に同趣旨6件)</p>	<p>ゴンドラの搬器に瞬間調光曇りガラスを採用することにより、当該地内は見渡せない計画としております。</p>
<p>景観写真はゴンドラの大きさの割合がわかるよう、普通に撮ってほしい。</p>	<p>国道 155 号からの景観として、近距離でゴンドラの搬器と支柱を視認しうる視点からの眺望写真を追加しております。</p>
<p>評価手法で使用するとしている「視知覚心理学的支障の程度」がどんな方法か記載すべきである。</p>	<p>「視知覚心理学的支障」とは、物理的指標や感覚量を測定することで、景観の変化予測をする際に一般的に用いられているものです。なお、具体的な測定項目としては、「視距離」「見込角」「色彩」「スカイラインの切断の有無」等があげられますが、報告書ではわかりやすい言葉にしております。</p>
<p>ゴンドラの追跡調査では設置工事から撤去、森林の復旧まで一体的に行うべきである。</p>	<p>ゴンドラの撤去につきましては、他の全ての施設の撤去計画と合わせて、会期終了後の工事計画の熟度が高まった段階で、追跡調査(予測・評価)を行ってまいります。</p>
<p>手法の中の書きぶりとして、地形改変、樹木伐採及び仮設工作物の出現に伴い「生息地の消失」或いはそれに準じる「損傷を受ける可能性」が考えられるとはどういうことか。ヘリコプターによる騒音で、動物の忌避行動が生じる等の可能性が考えられるとはどういうことか。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>植物や動物が工事やゴンドラの施設の存在によって、また、ヘリコプターによる騒音により影響を受ける可能性のある項目をあげたもので、これらについて予測を行うというものです。</p>

<p>協会の調査結果は信頼できない。調査で確認されなかったヨタカの鳴き声が町内から毎日のように聞こえる。</p>	<p>ヨタカに関しては、他の繁殖鳥類と同様昼間の確認調査を行っておりますが、平成14年度は、昼間の調査では、調査区域内でヨタカは確認されておりません。また、瀬戸会場は、原則として夜間営業は行わないこととしておりますので、夜間の調査は行っておりません。</p>
<p>動植物の環境を破壊したり伐採すれば、元に戻らなかつたり戻っても数十年もかかり、損失が大きすぎる。 (他に同趣旨2件)</p>	<p>保安林への負荷をできる限り小さくするため、保安林内に工事用道路を設けず、ヘリコプターの使用によりできる限り改変面積を小さくし、動植物の環境への影響をできる限り小さくする計画です。</p>
<p>砂防林に、ゴンドラの支柱を建てると土砂災害等が心配である。 (他の同趣旨1件)</p>	<p>保安林への負荷をできる限り小さくするため、保安林内に作業用道路を設けず、ヘリコプターの使用により、できる限り改変面積を小さくする計画です。また、具体的な工事に際しては森林法の基準を遵守し土砂の流出を防止する措置を講じてまいります。</p>
<p>ゴンドラの乗客が、33秒間も外が見えないと不安になるのではないかと。</p>	<p>乗車に際して、プライバシー対策として、途中一部の区間で曇りガラスとなる旨周知を図り、不安解消に努めてまいります。</p>
<p>ゴンドラが道路を跨ぐことは危ないのではないかと。</p>	<p>施設・運営管理の安全性については、法令等に従い、より徹底を図ってまいります。</p>
<p>工事車両が増えることは不安なので、安全確保がどうなっているか教えてほしい。 (他に同趣旨1件)</p>	<p>国道155号(瀬戸市上之山町)は、約17000台/日の交通量がありますが、ゴンドラ工事の他、会場本体の工事車両を併せても、最盛期で170台/日程度であり、さほど多くないと認識しておりますが、関係工事業者には安全運転に努めるよう指導してまいります。</p>
<p>ヘリコプターを使用する工事は騒音が絶えがたいし、資材が落下するおそれがあり不安である。 (他に同趣旨13件)</p>	<p>ヘリコプターについては最短距離・低速度での飛行に努めること、効率よく用いることによりできる限り短時間で作業を終了させること、朝・夕や休日を外した適切な時間帯における運用を行うこと、飛行日時・時間帯の周辺住民への周知徹底などにより環境への影響の低減に努めてまいります。また、安全管理についても徹底を図ってまいります。</p>

<p>ヘリコプターの使用は何時決まったのか。 住民説明がない。 (他に同趣旨3件)</p>	<p>当初、国道155号線沿いから作業用道路を建設し7号支柱を建てる計画でしたが、森林内を数百m以上切り開かなければならないこと、ヘリコプターの使用により工事用車両を相当数減らすことができること等を理由にヘリコプターの使用を決定いたしました。これについては地元説明会で説明しております。</p>
<p>ヘリコプターはお金がかかるのに、何処からそんな予算が出せるのか。</p>	<p>ヘリコプターの使用は、保安林への負荷をできる限り小さくでき、動植物の環境への影響もできる限り小さくすることができることから、自然環境への配慮等として、使用することとしております。今回の博覧会としては自然環境に配慮するという観点から最大限努力していきます。</p>
<p>ヘリコプターでの調査はプライバシーの侵害である。</p>	<p>会場間ゴンドラ設置にあたっては、ヘリコプターによる調査は行う計画ではありません。</p>

(2) 「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その2)」及び「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)」についての
住民意見の概要及び博覧会協会の見解

意見の概要	見 解
(共通事項)	
<p>環境影響評価については平成14年6月に公表した万博アセス書の「21世紀の新しい環境影響評価のモデルとなる試みを行い課題や困難が多いことも事実だがこれらに誠実に対応し適切な実施に努める」という主旨にのっとり行うこと。</p>	<p>2005年日本国際博覧会環境影響評価要領(以下、「要領」)及び今回いただいた助言等を踏まえ、適切な実施に努めてまいります。</p>
<p>博覧会アセスが湿地の開発問題を取り扱うとき、一つくらい潰しても大丈夫という前時代的評価に留まっていないことは評価します。せっかくですから、瀬戸市や長久手町の湿地を全て調査し、将来の消滅する危険性を評価し、その中で博覧会事業による影響が無いか論じてほしい。</p>	<p>博覧会協会では、博覧会の事業により影響の及ぶと考えられる行為について、具体の項目や調査方法等が取りまとめられた、要領に従って実施しているところです。</p>
<p>近傍では従来型の開発がまかりとおっています。先進的な博覧会が従来型の開発を抑止する力となり、周辺地区の環境保護に良い波及効果を与えてこそ成功と言えるでしょう。現在の法制下では難しいこととは思いますが、会場周辺の環境保全に積極的に発言するアセスメントがあっても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>博覧会協会では、博覧会の事業により影響の及ぼすと考えられる行為について、具体の項目や調査方法等が取りまとめられた、要領に従って実施しているところです。</p>
<p>万博アセスは東部丘陵線や名古屋瀬戸道路との連携アセスが重要で、 Gondola も含めた総合アセスが必要だ。協会は協会関連工事だけでなく、東部丘陵線やアクセス道路の工事も合算して行うべきだ。</p>	<p>博覧会協会の環境影響評価は、これまで公表された環境影響調査(予測・評価)で追加される環境負荷も含めて予測・評価しております。また、参考として東部丘陵線事業及び名古屋瀬戸道路事業の影響を踏まえた予測も行っております。</p>
<p>追跡調査報告書の公表にあたって、意見募集について広報されていないことは大きな問題である。特に、不安を抱える地元住民に対しては、積極的に説明会等を行い、意見を求める必要がある。(他に同趣旨4件)</p>	<p>要領第22追跡調査の実施等に基づき適切に追跡調査手続きを実施しております。なお、Gondolaについては計画の進捗状況に応じて地元で説明会を実施してきております。</p>
<p>万博終了後の環境悪化がないように開催前後の環境調査を実施してほしい。</p>	<p>会期終了後の工事に伴う環境影響調査も実施して、博覧会終了後の環境について予測・評価を行ってまいります。</p>

<p>通常環境影響評価と同様に、住民意見を、知事と環境省にも送付し「助言」の参考とすべきである。</p>	<p>本博覧会の環境影響評価につきましては、要領に従って実施しております。</p>
<p>住民意見に対する協会の見解を作成し、公表すべきである。</p>	<p>要領の手続きには定められておりませんが、追跡調査報告書（その1）と同様、住民意見に対する協会の見解を作成し、今回公表いたしました。</p>
<p>協会の記者発表やインターネットでは、報告書の概要版しか入手できない。報告書の閲覧、貸し出しなどを行うべきである。</p>	<p>協会の記者発表やインターネットホームページに問合せ先を記載しました。これにより、ご希望のあった方には貸し出しなどを行っております。</p>
<p>追跡調査（予測・評価）報告書の騒音の現地調査結果、現地調査の走行速度、騒音の調査結果の地点名、振動の調査結果の地点名、オオタカの飛翔状況図に記載間違い等がある。また、モニタリング報告書にも大気質の調査結果の単位に間違いがある。</p>	<p>ご指摘の点については、記述の訂正について平成15年10月7日に、関係行政機関に送付するとともに、協会インターネットホームページに掲載しております。</p>
<p>（会場間ゴンドラ）</p>	
<p>会場間の快適な移動手段と位置づけられているが、運行時間の3分の1程度は視界を遮られている。計画の目的と異なるなど、安全面を含め多くの問題点があるので、見直しが必要だ。</p>	<p>会場間ゴンドラは、瀬戸会場と長久手会場の一体性を高め、愛・地球博の原点である瀬戸会場の賑わいを演出するとともに、会場間の快適かつ円滑な移動の確保及び輸送手段の多様化を図るため安全面に十分配慮しながら、導入を計画しております。</p>
<p>ゴンドラ事業については住民・県民への説明会が十分に開催されないままであり説明責任が果たされていない。住民合意形成に向けて努力すらしめない万博協会によるゴンドラ事業は中止すべきである。</p>	<p>ゴンドラ事業の説明会につきましては、これまで4度に渡って行ってまいりました。住民の方々からご要望のありました、プライバシーに配慮した設計やゴンドラの供用時における騒音なども考慮して計画を進めております。</p>
<p>B I Eで承認を得た輸送手段には、ゴンドラは計画されておらず、地元住民の同意が得られていない。（他に同趣旨5件）</p>	<p>ゴンドラの建設については、基本計画骨子にお示しし、パブリックコメントを踏まえて計画を決定しました。</p>
<p>輸送手段の多様化というが、強風になれば運転中止になるはずのゴンドラを膨大な費用まで使って多様化する意味はない。</p>	<p>安全確保の観点から、一定以上の強風で運行を停止しますが、一時的であることから輸送能力の多様化を損なうものではないと判断しております。</p>

<p>会場の一体性、快適・円滑な移動という点では、会場間シャトルバスが確実性も追加できて最適ではないか。ゴンドラの代わりに会場間シャトルバスを用いる代替案で、比較・検討すべきである。</p>	<p>輸送能力でバスを大きく上回るゴンドラを導入することにより円滑な観客輸送が実現できるため、ゴンドラの導入が適当であると考えております。</p>
<p>平成12年3月に作成された瀬戸市環境基本計画では、騒音、浮遊粒子状物質については環境基準を維持・達成することを数値目標としている。環境をテーマとする万博事業であるなら、事業規模の縮小や工事計画の変更により瀬戸市の掲げる環境基本計画の数値目標を実現すること。(他に同趣旨5件)</p>	<p>現況においても、浮遊粒子状物質及び道路騒音に環境基準を上回っているところがあります。これらの地点を含め、ゴンドラ設置等に関わる影響はごくわずかであると考えられますが、他の協会が行う工事と合わせて、浮遊粒子状物質や騒音による影響をより低減させるため、工事の平準化、資材等の搬入時期やルート分散化、工事規模に合わせた工事機械の効率的な使用、工事機械の点検整備による性能維持、低騒音工事機械の導入等を図ってまいります。</p>
<p>期間限定とは言え犠牲にするものが大きいと思う。</p>	<p>ゴンドラの設置計画にあたり、支柱の位置の検討にあたっては、注目すべき植物種が多く分布する地域への影響を与えない場所を選定したり、林縁近傍や既改変地を選ぶと共に、ルートが樹林内を通る部分では支柱の間を最大限に取ることで、樹林内の本数を削減し、直接改変による影響を極力避けるよう配慮しております。</p>
<p>ゴンドラ計画に、ヘリコプターに頼るなどは当初想定されていた環境負荷を限度以上に増大させるものと思われるので、是非とも別の輸送手段を検討して下さるようお願いいたします。</p>	<p>ヘリコプターについては自然環境への影響を少なくするよう計画されたものですが、その実施にあたっては、最短距離・低速度での飛行に努めること、効率よく用いることによりできる限り短時間で作業を終了させること、朝・夕や休日を外した適切な時間帯における運用を行うこと、飛行日時・時間帯の周辺住民への周知徹底などにより環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>ゴンドラ整備は 案には無かったが、環境大臣はゴンドラの環境影響評価を修正評価書(平成14年6月)に組み込むべきとしていた。ゴンドラの環境影響評価においても修正評価書と同じ手続きを踏むべきだ。</p>	<p>評価書(平成14年6月)においても当時の計画に基づき、予測評価を行いました。</p>

<p>支柱工事の評価は資材運搬のみで、肝心の工事による影響が評価されていない。鉄塔を建てる工事自体は重機の稼働も残土も評価の対象にはなっていない。工事期間が短く重機の稼働が最小限と説明されても納得できない。工事スケジュールを明示し、同時稼働する重機の数や大気質などへの影響を評価の対象にすべきである。</p>	<p>工事に伴う環境への影響は、工事の範囲が狭いことや同一個所における重機の稼働台数も1台程度と少なく、更に工事期間も短いことから、重機の稼働は環境要因に選定しませんでした。なお、残土については事業地内での保管又は有効利用を行うため環境要因から除外しております。</p>
<p>そもそも、なぜゴンドラが必要かの論議が不十分である。「瀬戸会場と長久手会場の一体性を高め、瀬戸会場の賑わいを演出するとともに、会場間の快適かつ円滑な移動の確保及び輸送手段の多様化を図るため」とあるが、賑わいは会場そのもので演出すべきであり魅力のない会場をゴンドラで集客するのは本末転倒である。</p>	<p>観客の円滑な移動や輸送手段の多様化によって両会場の一体性を高めることができるものであり、その結果として瀬戸会場の賑わいにつながると考えております。</p>
<p>2003年5月23日の参議院決算委員会の八田ひろ子議員の質問に、国会答弁では、ゴンドラを用いると、会場間シャトルバスの交通量が1/5倍になり、大気、騒音あるいは交通渋滞に対する影響は改善されるとのことだが、この程度の増加で渋滞するような道路ではないはずであるし、本当にそんなことがおきるのか、大気汚染、騒音などで具体的に説明すべきである。</p>	<p>ご指摘の質問に対し経済産業大臣は、会場間輸送交通による大気、騒音あるいは交通渋滞に対する影響がゴンドラを使用した場合には、ゴンドラを使用しない場合より改善されると答弁されたところであり、本博覧会事業の他の環境影響への軽減措置と併せ、会場間輸送交通に係るより一層の配慮措置と承知しております。</p>
<p>ヘリコプターの排気ガスによる大気質への影響が懸念されるが、環境影響評価の重点検討項目になっていないのは何故か。(他に同趣旨2件)</p>	<p>ヘリコプターについては、一機だけの使用で期間も7～10日と短いため、評価の対象としておりません。</p>
<p>環境影響評価項目の選定理由として、大気は工事中の自動車による資材等の運搬だけしか考えていないが、騒音と同様に、ヘリコプターによる資材等の運搬も考慮すべきである。少なくとも運行計画に伴う燃料使用量から、NOx、SPMへの影響を予測・評価すべきである。</p>	<p>ヘリコプターの運用計画では、ヘリコプターの運航は単機であり、また運航日も7～10日程度で、利用日における飛行回数も15～20回程度であることから、大気環境に与える影響は小さいと考えております。</p>
<p>国等の環境保全施策として、大気汚染に係る環境基準等が紹介してあるだけだが、「基準との整合性が図れるように努める」(p55)旨を記載すべきである。</p>	<p>大気質については、すでに周辺環境の濃度が高い傾向にあります。このため、本事業による環境影響ができる限り低減されるよう、評価の欄に具体的環境保全対策を述べ、環境への影響の低減に努める旨記載しました。</p>

<p>NO_x から NO₂ への変換に、春日井中央公園、岡崎市大平町、岡崎大気汚染測定所のデータから回帰式を求めたとあるが、春日井市中央公園は国道 19 号から 150m も離れていて、道路沿道の測定局としてはあまりにも不適当なため、今年の一斉行動で知事が見直しを約束した。このような測定局のデータから回帰式を求めるのは間違いであり、再計算が必要である。</p>	<p>平成 15 年版の愛知県環境白書でも春日井市の中央公園は自動車排出ガス測定局として定義されているため、現段階においては従来どおり沿道環境としての位置づけで整理しています。</p>
<p>箱館山のロープウェイを騒音の参考にしてはいるが、乗客の輸送量から比較にならないほど高いはずだ。</p>	<p>ゴンドラの騒音予測は、規格（乗車定員、運行速度等）が同程度である箱館山のロープウェイを参考にしておりますが、更に搬器の出発間隔を加味して予測・評価しております。</p>
<p>上之山 3 丁目は 7 号、8 号、9 号支柱の間にある。支柱の複合騒音についても評価すべきである。</p>	<p>8 号支柱と 7 号支柱の間には充分の離隔があり、騒音の程度も低いことから、問題となるような騒音とはならないと考えております。</p>
<p>工事に伴う騒音等で、工事期間が短いからと評価が省略されている。例えば数日であろうとも、住民に我慢させるのだから、手順に沿った評価をすべきだ。（他に同趣旨 2 件）</p>	<p>ヘリコプターの使用にあたっては運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種選定等、ヘリコプターの騒音が最大限低減されるよう検討・実施してまいります。工事に伴う騒音等については、工事期間だけでなく、工事の範囲が狭いことや杭打ちなどの打撃作業は行わないこと、同一個所における重機の稼働台数も 1 台程度と少ないこと等を理由として環境要因に選定しませんでした。</p>
<p>ヘリコプターの騒音等が、例えば 1 週間でも、1 日 15 ～ 20 回程度というのは耐えられない。（他に同趣旨 1 2 件）</p>	<p>ヘリコプターの使用にあたっては運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種選定等、ヘリコプターの騒音が最大限低減されるよう検討・実施してまいります。</p>
<p>ヘリコプター騒音が最大 83 dB というのは、新幹線等で訴訟となったケースでは明らかに違法である。WECPNL 値で航空機騒音の環境基準と比較しているが、空港周辺でない地域にこの基準を使用するのはおかしい。（他に同趣旨 3 件）</p>	<p>最大 83 dB としたのは最大騒音レベルによるもので、航空機騒音に係る環境基準との整合性を評価するものとしての最大値は WECPNL 値 69 でした。 ご指摘のとおり、この地域に航空機騒音に係る環境基準は適用されないため、参考として記載しております。</p>

ヘリコプター爆音を、航空機騒音に係る環境基準で評価しているが（p65）この環境基準は年間を通した1日あたりの離発着回数が10回以下の飛行場での周辺地域には適用しないことになっている。一方「小規模飛行場環境保全暫定指針」は、「季節変動が大きく短期的には1日あたり10回を超える飛行場及び場外離発着場についても、年間平均で1日あたり10回以下であれば本指針の適用対象とする」というものである。以上の事などにより、環境基準より「小規模飛行場環境保全暫定指針」を適用すべきである。

環境基準のWECPNLは1日の全てのピークレベルのパワー平均値 $+10 \log N - 27$ であり（p64）ヘリコプターのようにホバリング時間が5分もあるようなことを加味していない。他方、暫定指針の評価値（時間帯補正等価騒音レベル） L_{den} は、単発騒音暴露レベルを基にしており、これは単発的に発生する騒音と等しいエネルギーを持つ1秒の定常音である。つまり、ホバリング時間が5分なら、その間の総エネルギーを1秒に換算することで継続時間を加味した点で、ヘリコプター騒音に適用可能となっている。この点でも、「小規模飛行場環境保全暫定指針」を適用すべきである。

暫定指針の評価値（時間帯補正等価騒音レベル） L_{den} を試算すると、上ノ山団地で最大騒音レベルが81 dBなので、単発騒音暴露レベル L_{ae} は継続時間が最大300秒だから、 $81 + 10 \log(300) = 106$ dB。これが1日20回あるので、 $L_{den} = 106 + 10 \log(20) - 10 \log(60 \times 60 \times 24) = 70$ dB。ここでの暫定指針は60 dBなので、上ノ山団地は暫定指針60 dBに対して70 dBものヘリコプター爆音が響くことになる。このような評価をし、この指針が守れるような対策を代替案も含めて検討すべきである。

航空機騒音に係る環境基準及び小規模飛行場環境保全暫定指針ともに、文献や調査方法をみますと、対象となるのは定期就航するものであると考えられます。このため、参考として航空機騒音の環境基準値との比較を行いました。

ヘリコプターの利用に当たっては、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種の選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討し、朝・夕や休日を外した適切な時間帯における運用を行うこと、飛行日時・時間帯の周辺住民への周知徹底などにより環境への影響の低減に努めてまいります。

<p>「7号支柱については、自然地形の改変を最小限にするとともに、国道155号の工事用車両の走行量を抑制するため、当初予定していた森林内数百mの工事用道路の設置を止め」「ヘリコプターを使用する計画である」(p1)とあるが、そのことによるヘリコプターの爆音(最大83dB)が1~5分間も1日15~20回あり、それが7~10日も続く(p65)こととの比較・検討をすべきである。</p>	<p>ヘリコプターの利用に当たっては、延べで7~10日で、連続して使用するわけではありませんが、運搬資材の減量や運行回数の検討、より低騒音の機種の選定等騒音が最大限低減されるよう総合的に検討し、朝・夕や休日を外した適切な時間帯における運用を行うこと、飛行日時・時間帯の周辺住民への周知徹底などにより環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>騒音の要請限度を超えた国道155号(地点R3、上ノ山)力石名古屋線(地点R1の長久手町長湫)について、瀬戸市、長久手町は騒音規制法17条第1項で「道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」と義務化されている要請を行ったかどうか、その結果どのような改善がなされたのか調査して記載すべきである。</p>	<p>当該道路について、騒音規制法17条第1項の規定に基づく要請はされていないものと聞いております。</p>
<p>道路交通騒音の予測条件で、走行速度は制限速度として、長久手町長湫で60km/h、その他の地点は50km/hとしているが、現地調査の走行速度(p54)でみるかぎり、あまりにも現実と乖離している。道路環境影響評価の技術手法(2巻p211)でも、「沿道環境の保全の観点から適切な値」として「法定速度よりも10km/h程度高めに設定した速度のことをいう」とされている。</p>	<p>現地での走行車両の車速調査の結果は規制速度よりも若干速い結果となっておりますが、極端に乖離はしていないと判断すること、及び工事用車両は制限速度を遵守するよう工事業者を指導していることから、規制速度での予測評価を行っています。</p>
<p>ヘリコプターの予測方法で具体的な予測値が示してある2地点の予測条件として、最短距離rを記載すべきである。特に離発着場周辺の住宅地(陶磁器資料館と思われる)では最大騒音レベルが83dBもあるため、離発着場位置をもっと南側に移動することが望まれる。そうしたことを検討するために最低限必要な情報である。</p>	<p>ここでは、平面距離200m、標高差40m程度として計算しています。なお、ヘリコプターの離発着場の詳細な位置はまだ決まっていないため可能性範囲の中心に設定していること、予測の対象は個別の住宅ではなく周辺の住宅全てという位置づけとしているため、ここではその距離は記載していません。なお、工事用の離発着場の設置にあたっては、なるべく南にできるよう検討してまいります。</p>
<p>ヘリコプターとゴンドラの騒音予測結果が全て同心円になっているが、この地域は標高差が20m近くあり、地表面での騒音はこんな同心円にはならないはずである。</p>	<p>実際には地形の影響や樹木の影響により、騒音の聞こえ方は多少違ってくるとは思われますが、ここでは一般的な計算手法により、至近住宅等の地盤高が一定の水平面であるとして予測を行っています。</p>

<p>ヘリコプター騒音の評価で、「朝・夕や休日を外した適切な時間帯における運用を行う」とあるが、朝・夕を外した昼間とは何時から何時のことか記載すべきである。</p>	<p>現時点では決まっておりませんが、具体的な時間が決まった段階で周辺住民の方々に周知いたします。</p>
<p>ゴンドラ振動の予測方法で、具体的な予測値が示してある地点の予測条件として、振動源からの距離 r を記載すべきである。また、標高差はどのように扱ったのか。</p>	<p>ここでは、平面距離 64m、標高差はないものとして計算しています。実際には地形の影響により、振動の伝達は違ってくるとは思われますが、ここでは至近住宅等の地盤高が一定の水平面であるとして予測を行っています。</p>
<p>ヘリコプターの追跡調査計画で「ヘリコプター運用時に1回実施」では、追跡調査の意味がない。最初のときから毎回測定し、予測値を超えるなど問題が生じたら直ちに対応できるようにすべきである。</p>	<p>ヘリコプターについては、毎回同程度の大きさの機種を用いる計画であることから、1回の測定により、影響の程度は把握できるものと考えております。</p>
<p>現実のヘリコプター離発着場をもっと南にするべきである。そうすれば、陶磁器資料館での最大騒音レベル 83dB (p65) はもう少し軽減できるはずである。</p>	<p>工事用ヘリコプターの離発着場の設置に当たっては、なるべく南にできるよう検討してまいります。</p>
<p>この意見を出す1月ほど前にたくさん開花していたが、注目すべき植物種の確認リストにムラサキミミカキグサが上がっていない。現地調査の結果が信頼できないので、調査方法の見直しが必要である。</p>	<p>ムラサキミミカキグサについては、環境省のRDBにおいて絶滅危惧 類に選定されている事は承知しております。現地調査は平成13年9月から平成14年10月にかけて、春季、初夏、夏季、秋季の4季に、延べ8日間かけて調査しておりますが、東ターミナルと瀬戸会場を結ぶ計画路線を概ね中心とした、幅100mの調査範囲内では、確認はできておりません。</p>
<p>支柱建設予定地には埋蔵文化財やカザグルマの生育地があり、7号、8号支柱建設地での現地調査が行われておらず、調査漏れのまま建設着工すべきではない。(他に同趣旨2件)</p>	<p>瀬戸市詳細遺跡地図(瀬戸市教育委員会)による周知の埋蔵文化財や、現地調査により確認されたカザグルマの生育地は付近に存在しますが、支柱建設予定地の直接改変区域からは一定の距離があり、これらに対する影響は回避されていると判断しております。</p>
<p>直接改変による影響で、「モンゴリナラは7号支柱の設置により10個体が影響を受ける」とあるが、13号支柱の「1個体消失する」と同様、影響を受けるのではなく、消失するのではないか。</p>	<p>10個体のうち、何割かは上層の伐採だけで根株が残るため、その後の萌芽更新が期待できます。そのため、消失ではなく、影響を受けると表現しました。</p>

<p>7号支柱の設置のための直接改変域はなぜこんなに広いのか。もっと狭くしてモンゴリナラ10個体の消失の恐れをなくすべきである。</p>	<p>7号支柱の「直接改変域」には支柱基礎部分の他、重機の稼働区域と資材等保管区域の面積が含まれます。極力根株が残るよう伐採し、その区域については、モンゴリナラについてもその後の萌芽更新が期待できます。ただし、評価においては安全側にたって、全て直接改変域として評価いたしました。なお、実際の工事にあたっては直接改変域が極力小さくなるよう設定していきます。</p>
<p>7号支柱の設置位置のための直接改変域は、20m西側に移動すれば植物への影響は避けられるのではないか。</p>	<p>7号支柱設置に必要な直接改変域については、注目すべき植物種の生育位置及び生育状況を把握した上で、専門家に助言・指導を得ながら、改変区域選定の段階からその影響を極力回避または低減するよう配慮して設定しました。</p>
<p>協会はヘリコプターを使う7号支柱の工事に、資材搬入道路を作らないと言うが、作業員が現場へ出入りするるので影響がないとは言えない。工事に要する人数、工数も影響評価に入れるべきではないか。</p>	<p>7号支柱の工事にあたっては、既存の保安林管理用道路を利用しながら行います。また、現地で作業を行う人数は1日数名～10名程度であり、また資材運搬のために1日に何度も行き来するものでなく、希少種にはマーキングをして踏圧されないよう注意しておりますので、環境への影響は軽微と考えられることから、調査、予測、評価の対象項目とはいたしておりません。</p>
<p>オオタカ及び他の注目すべき鳥類の繁殖期の期間を具体的に記入すべき。また、オオタカの飛翔図も地図がないのでわからないし、計画路線と営巣木との距離も示されていない。営巣場所を示さないまでも種々の情報を示して影響がない根拠を示すべきである。(他に同趣旨2件)</p>	<p>オオタカ及び他の注目すべき鳥類の繁殖期は、概ね初春から夏と考えております。なお、オオタカの飛翔図に地図がないことや、計画路線との距離等をお示ししなかったことは、オオタカの個体保護の観点から位置情報を伏せるためです。なお、ご指摘の点は「国際博会場関連オオタカ調査検討会」にお示しし、適切に指導をいただいております。</p>
<p>瀬戸市上之山町3丁目にはオオタカの親子が飛来するので、営巣中心域の概念である「巢外育雛期の幼鳥の利用場所」に該当するため、8号支柱についても工事をオオタカの繁殖期を避けて行う必要がある。(他に同趣旨1件)</p>	<p>オオタカの営巣中心域は国際博会場関連オオタカ調査検討会において、検討いただいております。その結果から、8号支柱は営巣中心域には含まれないと判断しております。</p>
<p>営巣期を避ければ影響が回避できるなどとは言い難い。ヘリコプターの工事騒音等はオオタカの営巣に悪影響を及ぼす。他の移動手段に変えるべきだ。(他に同趣旨1件)</p>	<p>オオタカの営巣に対する配慮については、国際博会場関連オオタカ調査検討会において指導・助言を受けながら実施して参ります。なお、ヘリコプターによる工事を、営巣期を避けて実施することも同検討会の指導・助言によるものです。</p>

<p>ゴンドラ予定地周辺でオオタカの営巣が確認されたが、環境省の「猛禽類保護手引き書」に沿って調査を行い、ゴンドラ事業がオオタカに与える影響について予測評価するべきだ。</p>	<p>会場周辺のオオタカについてはこれまで実施してきた調査を基に、国際博会場関連オオタカ調査検討会でご審議いただき、ゴンドラ建設に支障はないと結論をいただいております。今後もオオタカの継続的な調査を、猛禽類保護の観点から引き続き実施してまいります。</p>
<p>動物の予測で、営巣地D、Eという表現が唐突である。</p>	<p>博覧会会場周辺で発見された営巣地については、便宜上、発見の順にアルファベットで「A、B、C・・・」と名称をつけております。なお、「営巣地D」については修正評価書で説明しており、「営巣地E」についてはp132にて「平成15年5月に新たに確認された」と説明しております。</p>
<p>ハッチョウトンボへの影響は、生息地がゴンドラルートに接しているように思われる。モニタリング調査で各調査地点の年変動が大きいと書いてあるが、工事や調査の影響であるとすれば、ゴンドラにおいても影響は否めない。</p>	<p>ハッチョウトンボの生息地は、ゴンドラの支柱建設位置とは異なっており、影響はないものと判断しております。</p>
<p>プライバシー保護が周辺住民から指摘されたが、瞬間調光曇りガラスを設備するだけで、評価を行っていない。また、これが故障した場合のプライバシーの確保ができるか判断できる資料がない。(他に同趣旨3件)</p>	<p>プライバシーについては環境影響評価の評価項目に含まれておりません。なお、瞬間調光曇りガラスは通電しないときに不透明となるものです。</p>
<p>付近に住宅は少なくともあるが、約80戸の住民が暮らしていると認識して対策を講じるべきである。</p>	<p>p.144 表1-6-2の「視点の利用状況・雰囲気等」の中で、国道155号線沿道について「付近に住宅地は存在するが、沿道には住宅地等は少なく・・・」と記載し、付近に住宅地があることは認識しており、それに配慮して評価を行っております。</p>
<p>ゴンドラ構造物に類似した構造物があり違和感はないとしているが、この論法で行けば何もかも問題がないことになる。我々が持っている眺望権を明らかに侵害している。</p>	<p>国道155号線における近距離からのゴンドラの視認において、支柱建設のためやむを得ず樹木を伐採する場合にあっては最小限としますので、樹木の伐採による影響については低減が図られるものと判断しております。周辺にはゴンドラ構造物に類似した電線・電柱類、標識や該当などの鉄柱が存在し、支柱等の色彩も著しい違和感を与えるものではないこと、さらには出現する構造物は仮設のものであること等から、景観への影響は概ね回避又は低減されていると判断しております。</p>

<p>報告書には上之山三丁目住宅付近からの眺望写真、ゴンドラから見た下方の想定景観が掲載されていない。住民の見られる側としての心理的圧迫感は否めず、住民の強い反対が存在している。(他に同趣旨3件)</p>	<p>上之山団地からの景観については、団地からの出入り口からの景観予測を行っております。ゴンドラ搬器には住宅地が見渡せないよう瞬間調光曇りガラスを採用する計画です。</p>
<p>景観予測で地点B(国道155号、支柱方向)のゴンドラはなぜこんなに傾いているのか。</p>	<p>搬器が傾いたように見える点については、当該予測画像における描画アングルの大きさ(仰角が大きい)を原因として生じた「歪み」によって生じたものです。なお、予測画像は、現段階における設計図書に基づきコンピュータ上でゴンドラ構造物の三次元モデルを作成、これを現況写真に合成することによって作成したものであり、コンピュータ・グラフィクスによるシミュレーション画像作成としては一般的な手法を採用しています。</p>
<p>景観予測で東部丘陵線(青少年公園付近)を見ると、相当高いところをゴンドラが運行している。環境保全措置の「鳥類等の飛翔阻害防止と樹林景観の変化を最小化するため、可能な限り支柱の高さを低くするよう配慮」(p161)と矛盾する。もっと支柱の高さを低くするべきである。</p>	<p>予測画像に描画されている6号、7号支柱について、これ以上支柱高さを低くした場合、搬器と既存樹林との間のクリアランス(安全管理上必要な距離)確保が困難となり、ルート敷の樹林伐採が必要となります。したがって、「回避又は低減のための方針」に掲げた「樹林景観の変化の低減」をより重視し、クリアランス確保のため可能な限り樹林伐採を必要としない範囲内で最小限の高さとなるよう、支柱高さを設定いたしました。</p>
<p>ゴンドラの曇りガラスは本当にみえないのか。360度曇りガラスなのか、曇りガラスにする距離は何mなのか、事故時に曇りガラスはパニックにならないか。(他に同趣旨1件)</p>	<p>瞬間調光曇りガラスにより、7号支柱から10号支柱の間は、周囲への視界を遮る計画です。乗車に際して、プライバシー対策として、途中一部の区間で曇りガラスとなる旨周知を図り、不安解消に努めてまいります。</p>
<p>7号支柱建設と支柱撤去後の復旧作業は保安林への負担が大きすぎると思われる。追跡調査報告書からは保安林の負担がわからないので不安だ。</p>	<p>7号支柱建設につきましては、保安林への負担をできる限り小さくするため、保安林内に工事用道路を設けず、ヘリコプターの使用により、できる限り改変面積を小さくしております。</p>
<p>工事関係者等に団地内をうろろされることには精神的苦痛を生じる。</p>	<p>団地等住宅地は工事区域に含まれていませんが、工事関係者が団地内に立ち入ることがないように周知してまいります。</p>
<p>樹林内を通る部分では支柱の間隔を最大限に取ることにより、その本数を削減すると言うが、削減によりゴンドラの安全性に危惧が生ずると思われる。</p>	<p>ゴンドラの設置にあたっては、関係法令等を遵守し、安全性を確保してまいります。</p>

<p>御嶽山で事故を起こしたゴンドラを運営している会社と会場間ゴンドラを運営する会社が同じ企業と聞いて驚きました。博覧会協会としては観客の安全のため運行企業の運行記録や運営体質をも精査する責任があるでしょう。また、事故が起こったときの対策を示すべきだ。(他に同趣旨13件)</p>	<p>関連法令の遵守や国の指導に従いながら、安全性には十分配慮してまいります。</p>
<p>7号支柱建設による改変面積は約700m³に及ぶが、ここは愛知県が急傾斜地危険箇所等に指定された地域であるにも関わらず、保安林解除申請でなく一時作業許可申請で工事を進めることは森林法に違反する。(他に同趣旨6件)</p>	<p>7号支柱建設につきましては、愛知県のご指導をいただき、保安林に係る必要な手続きを行ってまいります。</p>
<p>工事中用ヘリコプター離発着場の区域が表示してあるが、この面積及び現実の離発着位置を明記すべきである。南北に90m、東西に40mもの広い面積が必要なのか。今後予定されている「ヘリコプター発着に伴う環境影響調査」(p1)の前倒しなのではないか。</p>	<p>工事中用ヘリコプターの離発着区域の詳細は、現段階において可能性のある範囲を示しています。なお、今回は工事に伴うヘリコプターの調査であり、「はじめに」に示しました「ヘリコプター発着に伴う環境影響調査」は供用時に利用するヘリポートを設置する場合を想定したものであるため、この計画が具体化される場合にはその計画を基に別途追跡調査(予測・評価)を行います。</p>
<p>(モニタリング)</p>	
<p>評価書で約束した、調査結果がまとまり次第公表する項目は直ちにインターネット等で公表するようすべきである。</p>	<p>大気、騒音、振動、河川水質については、追跡調査計画に基づき、測定結果をとりまとめ次第、結果を協会ホームページにて公表しております。</p>
<p>実施した環境保全措置があるが、評価書の環境保全措置としてあった「資材等の搬出入ルートの分散」が消えているが、実施しなかったのか。</p>	<p>平成14年度に実施した環境保全措置については、より具体的な記述とし、ご指摘の箇所については「資材等の搬出入ルートの効率的な配置、(後略)」という記述としました。</p>
<p>できる限り早く公表し、意見聴取を行い、進行中の事業に反映させるべきである。(他に同趣旨2件)</p>	<p>モニタリング調査報告書はこの後、平成15年度版、16年度版と公表してまいります。 なお、モニタリング結果に基づき、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。</p>

<p>環境基準、アセス予測を上回る大気質の悪化は事業計画の変更が必要。これ以上環境を悪化させないため万博協会が積極的に取り組むことが求められており、他のアクセス事業も含め、これ以上負荷を増大させないため、工事規模縮小等の計画変更を検討すること。</p>	<p>環境影響評価書に記載したように、現況においても、既に浮遊粒子状物質及び道路騒音の環境基準を上回っているところがあり、これらの地点を含め、協会の事業による影響はわずかであると考えられますが、環境への影響をより低減させるため、工事の平準化、資材等の搬出入時期やルート分散化、工事規模に合わせた工事機械の効率的な使用、工事機械の点検整備による性能維持、低騒音工事機械の導入等を図ってまいります。</p>
<p>まず第一に評価書で約束した「環境保全措置」をどのように実行したか、具体的に記載すべきである。その上で環境測定の結果が環境基準を超えなかったか、または監視目標を超えなかったかを示し、問題点を抽出しこれからの環境保全対策に生かしていくべきである。</p>	<p>平成14年度に実施した環境保全措置については、本報告書のp.2～4に項目別にまとめました。本報告書においては、平成14年度における測定結果と環境保全のための監視目標及び環境基準等との比較を行い、評価を行っております。</p>
<p>沿道環境大気質で環境基準値等を上回っているが、博覧会事業による影響は小さいとしている。しかし、一部では解体工事やHSS Tの工事影響だと言われていることから、博覧会事業の影響を一層低減させる措置を早急に検討し講じるべきだ。沿道環境騒音についても同じ事が言える。(他に同趣旨2件)</p>	<p>本事業のモニタリングの位置づけとしては、本事業の影響程度を把握し対応することを目的としており、調査により著しい影響があると認められた場合には、必要な措置を講じてまいります。なお、「博覧会関連工事等周辺対策会議」が県において設置され、博覧会会場周辺の日常交通等に対する影響を軽減するために検討を進めていただいております。こちらの検討も踏まえ博覧会協会として必要な措置を講じてまいります。</p>
<p>SPM 1時間値が環境基準を超えたときの原因分析もできていない。</p>	<p>高濃度が測定されたのは平成14年11月9日(土)の夜間であるため、本事業による工事は行われておりません。また、SPMの1時間値が環境基準を超過したときについては、測定結果のとりまとめ直後に状況調査を行いました。原因の特定には至りませんでした。</p>
<p>大気予測結果では、NO₂が全て予測結果を超えたことを明記すべきである。その上で、原因を真剣に検討すべきである。</p>	<p>沿道大気四季調査結果と予測結果との比較(表1-1-13(2))では、二酸化硫黄及び二酸化窒素は予測値を上回る傾向にあったことはP19に記述しております。また、二酸化窒素が予測値を上回る傾向にあった原因についても、瀬戸市上之山町、瀬戸市石田町、豊田市八草町については季節変動、長久手町長湫については予測時に考慮できなかった要因によるものと考えております。</p>

<p>NO₂は冬期に高い傾向があるというなら、秋・冬平均でなく、すでにその後の春と夏の調査結果もあるはずだから、予測と同じ年平均を示して比較すべきである。</p>	<p>本報告書は平成14年4月～平成15年3月の調査結果をとりまとめ、過年度調査結果や関連するデータ等との比較を行った上で、年次報告書として公表したものです。平成15年度データについては、次年度の報告書において公表します。</p>
<p>工事中のモニタリングにもかかわらず、その主たる公害発生源の工事用車両台数が「推計」とはどういうことか。</p>	<p>平成14年度においては各調査断面毎の工事用車両台数については、全交通量に対して非常に少ないことから、交通量の実態把握は行っていません。</p>
<p>「車両管理システム」を「15年度中に稼働させる計画」とは、どういうことか。評価書で約束した環境保全措置の搬出入ルート・時期の分散はどのように実施したのか。それがどのように不十分だったから「車両管理システム」を導入するのかを明記すべきである。</p>	<p>平成14年度においては、造成工事等の工事件数も少ないことから、工事の平準化等のための車両管理については、通常の工程会議等で調整の上、実施してきたところです。しかし、今後は、工事発注者が異なる多数の工事が同時に進行することとなり、車両管理が煩雑になることが予想されるため、工事の平準化等のための車両管理をコンピューター上で一元的に行うシステムの導入を早期に行おうとするものです。</p>
<p>大気環境基準を超えた2例の分析はもっと緻密に行うべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>大気環境基準を超えた事例については、モニタリング報告書P22で調査結果を記載しておりますが、本事業のモニタリングの位置づけとしては、本事業の影響程度を把握し対応することが目的とし、その観点から分析を行いました。</p>
<p>沿道大気が予測結果を上回り、一部は環境基準値も上回ったことを「本事業による工事車両の台数は一般車両の1%未満とみられること等から、本事業の影響は小さいと考えられる」という総合評価は無責任である。「車両管理システム」も、万博関連事業すべてを把握・調整できるものにすべきである。</p>	<p>沿道大気の調査結果には、予測結果、環境基準値ともに上回っているものがありますが、報告書に示したとおり、本事業による工事車両の台数は一般車両の1%未満とみられるため、本事業の影響は小さいと判断いたしました。なお、車両管理システムについては本事業に係る車両について把握・調整するもので、他事業との調整については引き続き、「博覧会関連工事等周辺対策会議」等において調整を図ってまいります。</p>

<p>工事中の騒音、振動は、予測結果との比較と いいながら、地点は異なるし、評価手法も異なる ため大きな差がある。評価書の騒音予測は最大 騒音レベルだから、調査結果も 90%レンジ上 端値のL10 ではなく、最大騒音レベルを示して 比較すべきである。</p> <p>また、振動予測は最大振動レベルだから、調 査結果も 80%レンジ上端値のL5 ではなく、最 大騒音レベルを示して比較すべきである。(他に 同趣旨1件)</p>	<p>評価書の予測は、時間率でいう最大騒音レ ベルや最大振動レベルではなく、全ての機械が同 時に稼働するという安全側の最大騒音レベルや 最大振動レベルを計算しています。なお、建設 機械の騒音及び振動は定常音や定常振動、変動 音や変動振動及び衝撃音や衝撃振動などの種類 が異なる音や振動があり、作業現場における騒 音や振動はそれらが合成された音や振動である ため、騒音はL5 で、振動はL10 で整理しており ます。</p>
<p>沿道環境の騒音が上之山で77dB あり、予測値 を4 dB も超え、要請限度も超えている。しかも 工事車両のピークは来年度だというのにこの状 況では、どんなひどい状況になるか不安である。 原因を究明すべきである。</p>	<p>上之山での騒音レベルは、工事開始後の秋季 及び冬季の昼間に77dB 及び75dB という値が測 定されていますが、工事着手前の春季及び夏季 にも同等の77dB 及び75dB という値が測定され ています。また、秋季測定を行った日に上之山 を通行した工事用車両は2台/日と、全体交通 量の18,326台/日とくらべて非常に少ないこと から、本事業の明らかな影響はないと判断しま した。今後も車両管理システムにより工事の平 準化等を行ってまいります。</p>
<p>放流水中の濁度は「工事中(解体工事含む) 常時測定を行う」(評価書p1427)とある。なぜ 15年3月という遅い時期の調査となったのか。</p>	<p>放流水中の濁度の常時測定は、造成工事の進 捗に合わせ、3月から調査を開始しましたが、 それ以前には、日常的に工事用沈砂池において 目視による監視を行っております。</p>
<p>「降雨時における濁度の管理目標値を設定し ている」というが、環境保全措置にもなかった のに、いつ、誰が、どんな手続きで決めたのか。 しかもその値はSS100mg/lを濁度に換算してい るが、評価書では大雨になっても長久手会場は 108.7 mg/l であるが、瀬戸会場は58.6 mg/l と 少ない。このように会場ごとに管理目標値を定 め、少なくともこの値以下で管理すべきである。</p>	<p>濁度の管理目標値は、モニタリングの実施に 当たって当協会が自主的に決定したものです。 管理目標値としては、放流先河川である香流川 及び吉田川で農業用水としての利用があること に鑑み農業用水基準、及び下流の矢田川の環境 基準を参考に浮遊物質(SS)100mg/l として います。</p>
<p>平成15年度分以降の追跡調査では、会場造 成工事による化学物質等による土壌、水質汚染 が懸念されるので重点検討項目として、工事関 連資材の厳しい管理体制の構築、詳細な環境影 響調査による速やかな保全措置の実施が必要で ある。(他に同趣旨1件)</p>	<p>平成15年度以降につきましても、会場から 流入する河川や周辺の井戸について、環境基準 値が設定されている健康項目等を引き続き調査 していき、平成15年度以降のモニタリング調 査報告書に記載してまいります。</p>

<p>土壌汚染は「硫化物」も調査することとされているが（評価書 p1433）実施されていない。生態系では「公園型湿地生態系」の把握のため「貧栄養湿地における湧水の流量測定を実施する」「工事中から 月 1 回程度実施」（評価書 p1453）とあるのに実施されていない。</p>	<p>会場内土壌の硫化物等の測定、ささ池の流量測定については、適切に実施してまいります。</p>
<p>シデコブシの生育状況で「幼木で 3 個体の減少が見られた」とあるが、正確に状況を表現すべきである。地点 B では 7 個体の減少があったが、地点 C で 1 個体増加、N017 で 3 個体増加で合計 3 個体減少であり、地点 B のシデコブシは個体数で 6 割に減少していることを明記すべきであるし、その原因を究明すべきである。（他に同趣旨 2 件）</p>	<p>「幼木で 3 個体の減少が見られた」の記載については、調査地点全体で 3 個体の減少があったという意味で、その詳細はご指摘のとおりです。なお、幼木の個体数減少については、平成 14 年度の現地調査の結果及び現地確認の状況から、その原因は把握できませんでした。ただし、シデコブシに限らず森林内の幼木に関しては、林内照度等との関連から生育初期段階で消失するものが多く、これらは自然淘汰的な減少であると考えられます。</p>
<p>長久手会場内におけるオオタカの食痕調査を、当くらは 2001 年及び 2002 年に、愛知県と同じ調査方法で行ってきたが、私たちが行った、会場を四つに区切った内の 2 地区とモニタリング調査で行った 4 地区との結果がほとんど同じである。きちんと調査は行われたのか。</p>	<p>長久手会場内におけるオオタカの食痕調査は平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月までの間に、毎月 1 回実施しております。食痕調査にはオオタカ調査に経験の豊かな調査コンサルタント会社に依頼しております。</p>
<p>元愛知青少年公園が工事等で、猛禽類の餌場が減少するからと「代償措置を講ずる」として整備された雑木林についての、その後の調査結果も報告すべきと思う。</p>	<p>代償措置として整備された森林施業区域の利用状況については、整備された時期とオオタカの繁殖期の時期が異なっている関係から、平成 14 年度のモニタリング報告書には記載しておりません。平成 15 年度以降の報告書においては希少種の位置情報の提示の問題等も考慮し、国際博会場関連オオタカ調査検討会でのご意見も踏まえながら検討してまいります。</p>
<p>瀬戸会場のオオタカが営巣地 B は巣立ちに至らず、営巣地 C で営巣なしという事態になった原因を究明すべきである。工事の影響で、忌避行動があったり、餌生物の減少があったのではないか。（他に同趣旨 2 件）</p>	<p>今回の報告書でもお示したとおり、博覧会の工事は平成 14 年 9 月から着手しており、その時点でオオタカの繁殖期は既に終了しているため、平成 14 年度における工事による影響はありません。</p>

<p>オオタカの飛翔軌跡が平成 14 年繁殖期（４～８月）、平成 14 年非繁殖期（９～12 月）、平成 15 年繁殖期（１～３月）とあるが、他の項目と同様に過年度との比較をすべきである。特に繁殖期（１～３月）は青少年公園の解体工事が始まり、飛翔軌跡が少なくなっているように見られるので、13 年、14 年の繁殖期（１～３月）と比べるべきである。</p>	<p>評価書の追跡調査計画に示したオオタカの「環境保全のための監視目標」は「会場周辺において継続的に繁殖行動が確認されること。」としており、本報告書においては繁殖の有無、巣立ち雛数等で過年度との比較をしております。</p>
<p>オオタカ飛翔軌跡が、平成 14 年繁殖期（４～８月）、平成 14 年非繁殖期（９～12 月）、平成 15 年繁殖期（１～３月）とあるが、平成 15 年繁殖期（４～８月）も追加して評価すべきである。資料はすでにオオタカ検討会にも提出しているし、ゴンドラ予定地に近いところで新たな営巣が発見されたと報道されているので、現時点での最新資料を公表すべきである。</p>	<p>「追跡調査（モニタリング調査）報告書」は、調査結果を年度ごとに報告することとしており、今回は 14 年度分について取りまとめたものです。</p>
<p>瀬戸会場の繁殖可能性ランクが全体として減少している。特に「確実に繁殖」しているランク 5 がオオルリの 1 地点だけになり、「繁殖の可能性あり」のランク 3 でも 12 年度の 220 地点、13 年度の 180 地点、14 年度の 127 地点と激減して、ヨタカは 0 地点となった。これらの原因を究明すべきである。工事の影響で忌避行動があったり、餌生物の減少があったのではないか。</p>	<p>今回の報告書でもお示ししたとおり、博覧会の工事は平成 14 年 9 月から着手しており、その時点でアオゲラ等繁殖鳥類の繁殖期は既に終了しているため、平成 14 年度における工事による影響ではありません。</p>
<p>瀬戸会場内のムササビ生息地を保護すること。環境保全のための監視目標を「会場内及び周辺での生息が継続的に確認されること」に変更すること。（他に同趣旨 2 件）</p>	<p>平成 14 年 6 月の評価書公表時段階では、瀬戸会場内におけるムササビの生息は確認されておらず、「会場周辺において生息が継続的に確認されること。」という監視目標を設定しましたが、モニタリングについては会場周辺及び会場内を範囲として実施してきました。平成 14 年度のモニタリングにおいて、会場内においても生息が確認されていますが、主たる生息地である会場周辺での継続的な生息の確認を主眼とし、さらに会場内のムササビの生息環境の保全が図られるよう、今後とも、専門家のご助言・ご指導を受けながら、ムササビの生息状況の把握に努めてまいります。</p>

<p>ムササビは愛知県の準絶滅危惧種に指定されており、万博アセスにおいても注目すべき動物種となっている。しかし、ムササビに関するモニタリング調査は圧倒的に不十分であり、その評価で「監視目標は概ね達成されている」と判断されるはずがない。</p>	<p>平成14年度におけるムササビの調査は、瀬戸会場及びその周辺で、巣箱の利用状況調査、定点調査及びフィールドサイン調査を実施しております。調査は月1回程度、延べ16回、1回あたり1～4日実施しております。ムササビの環境保全のための監視目標は、「瀬戸会場周辺において、生息が継続的に確認されること。」としておりますが、モニタリングについては会場周辺及び会場内を範囲として実施してきました。平成14年度のモニタリングにおいて会場内においても生息が確認されていますが、主たる生息地である会場周辺での継続的な生息の確認を主眼としております。瀬戸会場の周辺と会場内でムササビが確認されたことは、監視目標が達成されたものと考えております。</p>
<p>万博会場内を生息域とするムササビが発見されていることから、修正アセス評価書の予測・評価はやり直し、もしくは追加が必要となる。モニタリング調査の目的も会場内外のムササビを対象としたものとなる。</p>	<p>ムササビの環境保全のための監視目標は、「瀬戸会場周辺において、生息が継続的に確認されること。」としておりますが、モニタリングについては会場周辺及び会場内を範囲として実施してきました。平成14年度のモニタリングにおいて会場内においても生息が確認されていますが、主たる生息地である会場周辺での継続的な生息の確認を主眼としております。瀬戸会場の周辺と会場内でムササビが確認されたことは、監視目標が達成されたものと考えております。</p>
<p>モニタリング調査の目的は会場外の「ムササビの行動圏が十分把握されていないことから」「不確実性を考慮して」行われたものである。突然、監視目標が持ち出されたが、目的の一部であっても目的ではない。「監視目標」が目的にすり替わっている。</p>	<p>瀬戸会場周辺に生息するムササビの行動圏については十分把握されていないため、行動圏への直接改変の影響に関しては予測の不確実性が残ることから、予測の不確実性を考慮してモニタリング調査を実施しております。会場周辺の生息が継続的に確認されることは監視目標として適切なものと考えております。</p>
<p>「瀬戸会場に隣接する東側区域に生息しているムササビは巣箱の利用頻度が低く、主にコジイなどの樹洞を利用していることが確認された」とあるが、この区域は八草からのシャトルバスの専用道路（広久手八草線）を作る予定地ではないか。それなら巣箱を利用しないムササビへの対応を検討すべきである。</p>	<p>当該区域は広久手八草線の建設予定地ではありません。</p>

<p>追跡調査対象種の注目すべき動物種が掲げているが、新しく発見された環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類の「ツマグロキチョウ」を明記し、その食草の「カワラケツメイ」も含めた追跡調査計画を立てるべきである。</p>	<p>ツマグロキチョウについては愛知県の東部丘陵線の建設に係る調査で確認されたとの情報を得ておりますが、確認地点はゴンドラルートを含めた会場内ではありませんでした。今後会場内でのモニタリング調査においてツマグロキチョウが確認されたときには、モニタリング調査報告書P81、138 に示したとおり、「モニタリング調査期間にこれらに合致する種が調査対象範囲において確認された場合は、専門家の助言・指導を受けながら、新たに追跡調査対象種として取り扱うことの可否を検討することとする。」としております。</p>
<p>カワセミ、ハッチョウトンボ、ベニイトンボの確認地点が過年度と比べて激減している。特に青少年公園南東部で顕著である。長久手会場の食痕調査の評価（p148）にあるように、解体工事の影響と素直に評価すべきである。（他に同趣旨3件）</p>	<p>今回の報告書でもお示したとおり、博覧会の工事は平成14年9月から着手しており、その時点でカワセミの繁殖期、ハッチョウトンボ、ベニイトンボの成虫発生時期は既に終了しているため、平成14年度における工事による影響ではありません。</p>
<p>注目すべき動植物の評価が、工事は9月から始まり、調査は3月までなので、「生息及び繁殖の確認適期、及び確認適期（開花期等）が終了していたため、監視目標の達成が確認できなかった。引き続き調査するという結論だけで終わっているのが不十分である。今ごろ公表するのだから、評価書で年間まとめて公表するとした項目は8月までの1年間の取りまとめをすべきである。（他に同趣旨1件）</p>	<p>今回の報告書でもお示したとおり、博覧会の工事は平成14年9月から着手しており、その時点で生息及び繁殖の確認適期、及び確認適期（開花期等）が終了していた種については平成14年度における工事による影響は評価しておらず、平成15年度以降に改めて評価することとしております。なお、「追跡調査（モニタリング調査）報告書」は、調査結果を年度ごとに報告することとしております。</p>